

学校感染症について

(学校保健安全法施行規則より一部抜粋)

	学校感染症の種類	考え方	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る) 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 特定鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 と H7N9 であるものに限る。) 新型インフルエンザ等感染症	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く。)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふく) 風しん 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症	飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの	<ul style="list-style-type: none"> ■インフルエンザ：発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで ■百日咳：特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ■麻疹：解熱した後 3 日を経過するまで ■流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ■風しん：発疹が消失するまで ■水痘：すべての発疹が痂皮化するまで ■咽頭結膜炎：主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ■結核：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ■髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで ■新型コロナウイルス感染症：発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで <p>ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときはこの限りではない</p>
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	学校教育活動を通じて、学校において流行を広げる可能性があるもの	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

令和 5 年 5 月 8 日改

学校感染症による出席停止について

神奈川県立相模原中等教育学校

お子様が、インフルエンザなど学校感染症にかかれた場合、感染拡大を防ぐ目的から、出席停止となります。そこで、出席停止の手続きについて、改めてお知らせいたしますので、ご確認の上、手続きくださいますようお願いいたします。

【 学校感染症にかかった、または、疑いがあると医師に診断された場合 】

- ① 出席停止になるため、主治医が感染のおそれがないと認めてから、お子様を登校させてください。それまでは、ご自宅で休養させてください。
※インフルエンザにおいては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでが、出席停止の期間の基準です。
- ② 下記の「学校感染症報告書」を**保護者の方が**ご記入ください。
《注意》 医療機関で記入してもらおうと、文書料がかかってしまう場合があります。
医師の診断書等は、必要ありません。
- ③ **学校感染症報告書を担任に**提出ください。

※なお、出席停止で学校を休んだ日数は、欠席日数に加算されません。その旨、ご了解ください。

キ リ ト リ

学 校 感 染 症 報 告 書

年 組 番 氏名

この度、下記医療機関において、次のとおり診断されましたので報告いたします。

診 断 名	
出 席 停 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
受 診 し た 医 療 機 関 名	
年 月 日	保護者氏名 (自筆)